

歯科診療情報の標準化にかかる論点について

(1) 標準化の対象とする歯科診療情報

① 紙カルテの情報

- ・電子カルテ等の電子情報のみを対象として、紙カルテは除外

② 電子カルテ等の電子情報

- ・初診時の歯式に処置履歴が追加されていく電子カルテ等の電子情報
最終的な歯式の電子情報となるため利用することが容易
- ・初診時の歯式に処置履歴が追加されない電子カルテ等の電子情報
歯式と処置のみの電子情報が断片的に存在するため利用することが比較的困難
歯周病(P)病名の歯式の電子情報は利用可能

③ その他の情報

- ・X線写真、口腔内写真、歯科技工物、スタディモデル等

(2) 電子カルテ等の電子情報の標準化

① 標準化されている電子カルテ等の電子情報

- ・歯式
歯式マスター: 支払基金
- ・病名
標準歯科病名マスター: 一般財団法人 医療情報システム開発センター(MEDIS)
- ・手術・処置
歯科手術・処置マスター: 一般財団法人 医療情報システム開発センター(MEDIS)

② 標準化されていない電子カルテ等の電子情報

- ・自由診療

(3) その他

① 医科・歯科の連携

- ・医科の標準化ストレージ「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」(SS-MIX: Standardized Structured Medical record Information eXchange)との連携

② 国際化への対応

- ・国際刑事警察機構(ICPO)のDVI方式へのデータ変換をどのように考えるか